

令和3年(2021年)8月19日

障害福祉サービス事業所等 代表者 様

姫路市障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所等の対応について

令和3年8月17日付で、緊急事態宣言が発出され、兵庫県は、令和3年8月20日から9月12日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされました。

兵庫県では、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」(令和2年4月7日(令和3年8月17日改定))において、高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所については、事業実施を要請するものとされております。障害福祉サービス事業所等におかれましては、これまでも感染防止対策を行ったうえで、必要なサービスを提供いただいているところですが、現在、本市でも急速に感染者数が増加しております。また、一般的に感染力が強いとされる変異ウイルスによる感染が拡大していることから、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

対応については、令和3年(2021年)4月26日付「「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所等の対応について」の内容もご確認ください。

**【問い合わせ先】**

姫路市障害福祉課管理担当 (電話 079-221-2454/Fax 079-221-2374)